

かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び 再生可能エネルギービジョン策定支援委託仕様書

1. 目的

本市は、2023年4月に発行された環境基本計画の中で、気候変動への適応と生物多様性の保全を推進し、カーボンニュートラル社会を目指すことをリーディングプロジェクトとした。

本業務では、地球温暖化防止対策実行計画(区域施策)編を策定するとともに脱炭素化に向けて重要な位置づけとなる再生可能エネルギー等の利活用について検討し、賦存する未利用資源、太陽光、小水力等活用の方向性を示すビジョンを策定し、地域の発展に繋げていくことを目的とする。

2. 業務内容

2.1 アンケートによる調査

地域の地球温暖化防止の行動や再生可能エネルギー普及における将来意識について、現状の市民意識を把握し、策定の基本的な位置づけを整理するため、市民(8年生とその保護者)及び事業者を対象としたアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料を得る。

- ①アンケート調査票の作成、印刷、回収後の集計及び解析を行う。
- ②アンケート調査票の配布資料数は750部とする。
- ③配布及び回収に伴う作業(封筒準備、封筒の宛名印刷及び封入、郵送)は受託者が行う。

回収したアンケート調査から、市民の地球温暖化防止の行動や再生可能エネルギーに関する考え方を整理し、エネルギービジョン策定に資する。

2.2 地球温暖化防止対策実行計画(区域施策編)

環境省から示される地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルの内容に準拠し、以下の点について、市の状況を踏まえ取りまとめるものとする。

(1)これまでの取組評価と課題抽出

地球温暖化対策に関するこれまでの取組状況について、各施策の実績および目標の達成状況を整理し、課題の抽出および取組評価を実施する。課題の抽出にあたっては、環境基本計画の策定時の課題を踏まえつつ、新たな課題も対象に整理することとする。

(2)計画の基本的事項の整理

本市の地域特性、計画の目的、位置付け、役割、計画期間等の整理を行う。整理にあたっては、関連する計画との整合性を図る。また、地球温暖化の現状、国際的な動向(気候変動枠組条約締約国会議、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の動向など)、国や茨城県の動向(温暖化対策計画、温室効果ガス削減目標及びその設定に関する根拠資料など)、他自治体の先進事例等の地球温暖化対策に係る情報を調査・整理し、それらに基づき、計画に反映すべき事項を検討・提案する。

(3)市内の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収量の算定・分析・考察

市内の温室効果ガス排出量及び吸収量に関する情報を踏まえ、計画の策定に必要な分析と考察を行う。

(4)温室効果ガス排出量からみた将来推計と削減目標の設定

2030 年度及び 2050 年度の温室効果ガス排出量の将来推計に関する情報の整理を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量の削減目標を、森林等の吸収量を踏まえ、2013 年度を基準とした中期目標(2030 年)および長期目標(2050 年)を部門別に定める。

(5)施策の検討

本市の特性やこれまでの施策の実施状況、さらに国内外の動向を踏まえ、温室効果ガス削減目標を達成するうえで必要となる対策を以下に沿って検討する。

ア計画内容の検討

基本的事項の整理結果に基づき、具体的な計画内容の検討を行う。

イ市有施設の各排出要因及び総排出量の目標数値の設定及び取組内容の検討

市有施設のエネルギーの把握結果に基づき、各排出要因及び総排出量の目標数値の設定を行い、温暖化対策に向けた取組内容の検討を行う。

ウ施策体系の検討

目標達成に向けた具体的な施策の内容を検討する。

エ数値目標の設定

計画に掲載される施策に対応する目標値等を設定し、計画書へ反映させる。

オ脱炭素計画の策定

2050 カーボンニュートラルの実現を達成するための具体的な施策を策定する。

(6)重点施策の検討

本市の温室効果ガスの削減を進めるうえで重点的に取り組むべき施策を重点施策として定める。重点施策は、削減目標の達成に効果的な施策を検討する。

(7)推進体制及び進行管理方策の検討

整理・検討した結果に基づき、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)が評価できる仕組と推進体系を構築する。

(8)計画書の作成

かすみがうら市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の本編及び概要版等を作成する。作成に当たっては、市域の企業、学校、団体の活動や農業関係、観光関係のセクションへのヒヤリングや等を実施してレポート化していくことや、コラムや写真、イラスト等を効果的に用い、簡潔かつ分かりやすい計画書とする。

2.3 再生可能エネルギービジョン

(1)再生可能エネルギーのポテンシャル調査

本市が保有する山間・緑地・荒廃地・市街地等の陸域や河川、湖沼などの水域において、以下、再生可能エネルギーのポテンシャル調査を実施する。

①開発可能な土地の調査

国有地・県有地・市有地について、再生可能エネルギーの開発可能な区域を選定する。

②再生可能エネルギーの導入条件調査

太陽光・風力・木質系バイオマス・小水力や地熱利用等再生可能エネルギーの有効活用可能な条件について専門家を交えて整理し、種別ごとの導入の可否と、可能なエネルギー事業を導入するための具体的な計画案を策定する。

③再生可能エネルギー設置可能地域マトリックスの作成

上記(1)、(2)の調査結果から、再生可能エネルギー設置可能となるマトリックス地域図を作成する。

(2)重点プロジェクトの設定

本市の持つエネルギー特性を以下の事項を基に整理し、市民と協働して取り組める重点プロジェクトを定める。

- ①現在の再生可能エネルギーの使用状況
- ②産業構造からみた再生可能エネルギー産業発展による雇用促進の可能性
- ③農林業、水産業、観光業等各種産業に波及する経済効果
- ④公共施設（市役所や支所、教育施設、社会福祉施設、交通安全施設）等の活用の可能性

(3)再生可能エネルギービジョンの策定

上記(1)～(2)について得られた知見をとりまとめ、環境省による市町村ごとの再生可能エネルギー情報提供システムを基盤とし、再生可能エネルギービジョンを策定する。

主なる構成は以下の事項とする。

- ①国や自治体及び本市の再生可能エネルギーに関する取り組み状況
- ②本市の自然環境、社会環境における地域特性
- ③本市の再生可能エネルギーポテンシャル
- ④本市の特性を踏まえた再生可能エネルギー施設の設置と温室効果ガス排出量削減の可能性
- ⑤霞ヶ浦や筑波山系の観光拠点や果樹園、レンコン、野菜産地周辺のアクション
- ⑥重点プロジェクトに対する具体的なプログラムの策定
- ⑦重点地域の環境アクションプラン

⑦-1 生物多様性調査

貴重な動植物等の調査と選定された種についての保全対策

⑦-2 大気環境調査

大気環境測定車を設置し NO_x,SO₂,SPM,CO,HC(CH₄,NMHC)について 1 週間毎時観測

⑦-3 カーボンニュートラルの効果

重点地域に設備設置した場合の CO₂ の削減と費用対効果

3. 会議等の運営等支援

地球温暖化防止対策実行計画(区域施策編)及び再生可能エネルギービジョンの策定にあたり、自然環境、気候変動、省エネ、リサイクル、再生可能エネルギー等の各分野の専門家を交えた専門委員会を設置し、最新情報の提供・アドバイスや指導・関係各課との意見交換等の会議を3回以上実施して計画書策定に反映する。専門委員の報酬などは受託者が支払う。その他、環境審議会(2回程度)の開催においては、資料作成や出席者への説明を行う。

専門委員は以下の有識者から5名以上を選出する。

- ・茨城県環境アドバイザー（自然環境・地球温暖化防止・リサイクル部門）
- ・環境省環境カウンセラー
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員
- ・脱炭素先行地域採択実績のある有識者
- ・再生可能エネルギーに知見のある大学教授

4. パブリックコメント実施支援

各会議や委員会での検討結果をまとめ素案及び資料を作成する。

5. 成果品

- (1)計画書（A4 カラー版 140 頁程度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・100 部
 概要版（A4 カラー版 8 頁程度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000 部
- (2)専門委員会、審議会等の議事録と電子媒体（CD-ROM 等）・・・・・・・・・・1 式
- (3)その他必要な資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式